佐渡市一般廃棄物処理基本計画(案)の概要(ごみ処理基本計画)

SUSTAINABLE GOALS















計画の位置づけ・計画期間

- ・廃棄物処理法第6条第1項に基づき、一般廃棄物の減量、適 正処理等を推進するための計画(ごみ・生活排水)
- ・計画策定に先立ち「廃棄物処理施設整備構想」を取りまとめ
- ・SDGsといった国際的な潮流等も考慮
- ・計画期間は令和3年度から12年度まで(10年間)

如 理 念 み 0

ごみの減量と資源循環による「生命あふれる循環の島」の実現

・ごみの適正処理と環境美化による「美しい島 佐渡」の実現

の基本方針 み処理

基本方針1 排出マナーの向上と分別の徹底による3尺の推進

基本方針2 意識啓発や環境美化活動の推進による適正排出の確保

基本方針3 安全かつ安定的・効率的なごみ処理体制の構築

ごみ処理 値 の数

区分		R1	R7	R12
		(実績)	(中間目標)	(最終目標)
数値目標	1人1日あたりごみ総排出量	1,111 g	1,007g	940 g
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	762 g	674g	603 g
	再生利用率	18.6%	22.1%	25.0%
	最終処分量	1,659 t /年	706 t /年	603 t /年
	(参考)最終処分率	(7.5%)	(3.7%)	(3.6%)

参考: 令和元年度ごみ処理経費 約16億円

市民1人あたり約2万9千円(H23対比 約5千円/人増加)

目標達成に向けた施策

3つの基本方針に基づき7つの施策を展開

排出マナーの向上と分別の徹底による3尺の推進 基本方針1

排出マナーの向上や分別の徹底等により3Rを推進し、ごみの減量・資源化と 適正排出に取り組みます。

【施策1】発生抑制・再使用の推進によるごみの減量・・・・食品ロス・生ごみ の減量など

【施策2】分別の徹底等による再生利用と適正排出の推進・・・・古布・古着の 資源化など

基本方針2 意識啓発や環境美化活動の推進による適正排出の確保

わかりやすく適切な情報発信や環境教育の充実を図るほか、環境美化活動や不 法投棄等防止対策に取り組みます。

【施策3】意識啓発の推進・・・・環境教育の推進など

【施策4】社会環境の変化への対応・・・・高齢化等社会的動向への対応など

【施策5】環境美化・不法投棄対策の推進・・・・海岸漂着物等対策の推進など

基本方針3 安全かつ安定的・効率的なごみ処理体制の構築

将来にわたってごみの適正な処理を確保するため、改めて安全かつ安定的・ 効率的なごみ処理体制の構築に取り組みます。

【施策6】将来を見据えた収集・処理体制と施設整備の推進

・・・・負担軽減策を含めた中継施設廃止の検討

・・・・灰溶融固形化施設の廃止

・・・・佐渡クリーンセンターの長寿命化など

【施策7】災害に備えた体制整備・・・・再生可能エネルギーの導入の検討など